

住宅確保要配慮者の住まいに係る支援体制 <入居時・入居後>

- 住宅確保要配慮者が支援を要する場合、円滑な入居や入居後の生活における安心を確保するため、支援体制を整えることが重要。
- 支援機関が複数ある場合などについては、入居後に何かあった際の対応などを想定し、支援体制の取りまとめ（代表窓口）機関を明確化しておくことが必要。
- 取りまとめ機関については、当該住宅確保要配慮者の属性等により明らかな場合は、当該機関が対応するものとし、その他の場合は、各市町村の生活困窮者自立支援機関が担うものとする。
- 入居後に問題が発生した場合は、支援体制の取りまとめ機関が関係先と連携し、支援会議を開催するなど、問題解決に向けて対応を行う。

<支援体制イメージ>

